

鳥取市公益通報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、本市において労働者等からの公益通報を受け付け、適切に処理するための必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護を図り、事業者の法令順守を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公益通報の範囲)

第3条 この要綱により取り扱う公益通報の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第3条第1号に定める公益通報（本市が法第2条第1項第2号又は第3号に規定する役務提供先となる場合に限る。）
- (2) 法第3条第2号に定める公益通報（法第2条第3項において定義される通報対象事実に関係する事業者には雇用されている労働者、通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者、通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者、通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員その他当該事業者の法令順守を確保する上で必要と認められる者からの通報。）

(公益通報の受付等)

第4条 公益通報は、次の各号に掲げる課等において受け付けるものとする。ただし、公益通報全般についての相談は、くらしの安心・相談課で受け付ける。

- (1) 前条第1号の公益通報 職員課
 - (2) 前条第2号の公益通報 通報対象事実に対し、処分又は勧告等の権限を有する課等（以下「主管課」という。）
- 2 主管課長又はくらしの安心・相談課長は、法第3条第2号に定める公益通報が当該公益通報に係る通報対象事実について本市が処分又は勧告等をする権限を有しないにもかかわらず誤って本市に対してなされたときは、当該公益通報者に遅滞なく当該処分又は勧告等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(公益通報の処理等)

第5条 前条第1項の規定により公益通報を受け付けた主管課長は、適法な公益通報と認めたときはその受理を決定し、遅滞なくその旨及び公益通報の内容を市長に報告するものとする。

- 2 前項の規定により受理を決定した公益通報については、主管課長は、速やかに必要な調査を行い、調査の結果当該公益通報に係る通報対象事実があると認

めたときは、法令に基づく措置その他必要な措置をとらなければならない。この場合において、主管課長は、当該調査結果、措置等を市長及びくらしの安心・相談課長に報告するものとする。

- 3 公益通報の処理の業務に従事する職員又は従事した職員は、公益通報者の個人情報その他公益通報に関する秘密を漏らし、又は公益通報者を特定しようとする行為を行ってはならない。
- 4 公益通報の処理の業務に従事する職員は、自己が関係する公益通報の処理に関与してはならない。

（公益通報者への報告）

- 第6条 主管課長は、前条第1項の規定により公益通報を受理したときはその旨を、受理しないこととしたときはその旨及び理由を遅滞なく当該公益通報者（当該公益通報が匿名により行われた場合の公益通報者を除く。次項において同じ。）に通知しなければならない。
- 2 主管課長は、前条第2項の規定による調査の状況及び結果、措置等をその都度遅滞なく当該公益通報者に報告するよう努めなければならない。

（公益通報者の保護等）

- 第7条 市長は、公益通報者が公益通報したことを理由として、その労務提供先の事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けたと認められるときは、当該不利益な取扱いについては是正を求めることができる。
- 2 公益通報者の氏名、勤務先等個人を特定する情報及び公益通報に係る文書は、非公開とする。

（雑則）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定めがある場合を除き、市民生活部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。